

# 県及び市制度保証の創設・改正

県及び関係各市において、中小企業の皆様の支援・金融の円滑化のために、融資制度の創設及び改正がありました。当協会では、これにあわせて保証制度を次のとおり創設・改正をしましたので、ご活用ください。

## 1 富山県制度融資保証

### (1) 創 設

#### ①立山環境配慮バス購入資金融資保証（創設日：平成 26 年 4 月 1 日）

対象者及び対象資金	県内に事業所を有し、一般乗合旅客自動車運送事業または一般貸切旅客自動車運送事業を営む中小企業者が立山有料道路等で運行する路線バスまたは貸切バスを自動車 NOx・PM 法の基準に適合するバスまたは電気バスに買い替えるための資金
資金使途	設備資金
貸付限度額	4,000万円
保証期間	7年以内（うち据置期間1年以内）
貸付利率	年1.35%以内
信用保証料率	年0.35%～年1.05%

#### ②小規模企業支援資金保証（創設日：平成 26 年 4 月 1 日）

対象者及び対象資金	最近3か月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比 5%以上減少している小規模企業(従業員 20 人(商業・サービス業は 5 人。ただし、宿泊業・娯楽業は 20 人)以下の企業)の事業資金
資金使途	運転資金
貸付限度額	3,000万円
保証期間	7年以内（うち据置期間1年以内）
貸付利率	年1.45%以内
信用保証料率	年0.35%～年1.05%
取扱期間	平成27年3月31日まで

### (2) 改 正

#### ①設備投資促進資金保証（集中投資促進枠）（改正日：平成 26 年 4 月 1 日）

〔対象要件の拡充〕

対象者及び対象資金	老朽化した生産設備から生産性またはエネルギー効率が <u>1%以上</u> 向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する資金
資金使途	設備資金、運転資金
貸付限度額	5,000万円(うち運転資金1,000万円)
保証期間	設備資金7年以内(うち据置期間1年以内) 運転資金5年以内(うち据置期間1年以内)
貸付利率	年1.50%以内
信用保証料率	年0.35%～年1.05%

取扱期間	平成28年3月31日まで
②小口事業資金保証（一般小口枠）（改正日：平成26年4月1日）	

## 〔対象要件の拡充〕

対象者及び対象資金	従業員20人（商業・サービス業は5人。ただし、 <u>宿泊業・娯楽業は20人</u> ）以下の小規模企業の事業資金
資金使途	運転資金、設備資金
貸付限度額	1,500万円（零細小口枠含む。）
保証期間	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内* ※2期連続経常赤字で県内の商工会議所等の経営指導を受けている場合 7年以内
貸付利率	年2.00%以内
信用保証料率	年0.60% ※特別小口保険の要件を満たす場合 年0.50% ※経営安定関連保証1～6号を利用する場合 年0.70%

## ③小口事業資金保証（零細小口枠）（改正日：平成26年4月1日）

## 〔対象要件の拡充〕

対象者及び対象資金	従業員20人（商業・サービス業は5人。ただし、 <u>宿泊業・娯楽業は20人</u> ）以下の小規模企業の事業資金
資金使途	運転資金、設備資金
貸付限度額	1,250万円（既保証債務残高含む。）
保証期間	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内* ※2期連続経常赤字で県内の商工会議所等の経営指導を受けている場合 7年以内
貸付利率	年2.00%以内
信用保証料率	年0.70% ※特別小口保険の要件を満たす場合 年0.50%

## （3）優遇措置の延長

制度名	優遇措置
設備投資促進資金保証	貸付利率優遇（年2.10% → 年1.90%） 平成27年3月31日まで1年間延長

## （4）取扱期間の延長

制度名	取扱期間
経済変動対策緊急融資保証	平成27年3月31日まで1年間延長
緊急経営改善資金保証	平成27年3月31日まで1年間延長

## 2 富山市制度融資保証

## 取扱終了

制度名	取扱期間
緊急経営基盤安定資金保証（円高対策特別枠）	平成26年3月31日終了

### 3 高岡市制度融資保証

#### (1) 創 設

災害対応資金保証（創設日：平成26年4月1日）

対象者及び対象資金	高岡市で発生した風水害・落雷・火災・地震等の自然災害により自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしている企業の復旧に必要な資金
資金使途	運転資金、設備資金
貸付限度額	2,500万円
保証期間	10年以内（うち据置期間1年以内）
貸付利率	年1.80%以内
信用保証料率	年0.35%～年1.05%（全額高岡市補給）

#### (2) 改 正

景気対応緊急資金保証（改正日：平成26年4月1日）

〔対象要件の拡充、限度額の拡大、取扱期間の延長〕

対象者及び対象資金	次のいずれかの要件に該当する中小企業者の事業資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近3か月の売上高が最近3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少していること</li> <li>・最近3か月または直近決算の売上総利益率又は営業利益率が最近3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少していること</li> <li>・最近1か月の売上原価が前年同期に比べて上昇していること</li> </ul>
資金使途	運転資金
貸付限度額	3,500万円
保証期間	5年以内*（うち据置期間6か月以内） <small>※2期連続経常赤字で県内の商工会議所等の経営指導を受けている場合 7年以内</small>
貸付利率	年2.00%以内
信用保証料率	年0.35%～年1.05%（全額高岡市補給）
取扱期間	平成28年3月31日まで

### 4 射水市制度融資保証

#### (1) 改 正

設備投資促進資金保証（旧活性化資金保証）（改正日：平成26年4月1日）

〔名称変更、対象要件の拡充、限度額の拡大、保証期間の拡大〕

対象者及び対象資金	工場・店舗等の新增設及び生産機械・事業用車両等の導入を行う中小企業者
資金使途	設備資金、 <u>運転資金</u>
貸付限度額	3,000万円（うち運転資金500万円）
保証期間	<u>10年以内</u> （うち据置期間1年以内）
貸付利率	年2.00%以内
信用保証料率	年0.35%～年1.05%

**(2) 取扱期間の延長**

制度名	取扱期間
経営支援資金保証（経済変動対策枠）	平成27年3月31日まで1年間延長
緊急経営改善資金保証	平成27年3月31日まで1年間延長